（議決事項　　）　　第１３３８回経営委員会議案

２０１９年１０月１５日

インターネット活用業務実施基準の認可申請について

「放送法の一部を改正する法律」（令和元年法律第２３号。以下「改正法」という。）により協会のインターネット活用業務に関する規定が改正されたことに伴い、第２０条第２項第２号および第３号の業務の実施基準を変更するため、別添のとおり、総務大臣に認可申請することとしたいので、定款第１３条第１項第１号ソの規定に基づき、議決を得たい。

なお、本案議決のうえは、放送法第２０条第９項および改正法附則第２条の規定に基づき、速やかに総務大臣に認可申請を行う。

＜別添＞

認可申請書および添付書類（案）

＜参考資料＞

１　「ＮＨＫインターネット活用業務実施基準（素案）」へのご意見とＮＨＫの考え方について

２　「ＮＨＫインターネット活用業務実施基準（素案）」からの修正点

【参 考】

放送法（改正法による改正後のもの） 関係条文

（業務）

第２０条 （略）

２　協会は、前項の業務のほか、第１５条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一　（略）

二　協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）

三　放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）

四～九　（略）

３～８　（略）

９　協会は、第２項第２号又は第３号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　第２項第２号又は第３号の業務の種類、内容及び実施方法

二　第２項第２号又は第３号の業務の実施に要する費用に関する事項

三　第２項第２号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四　その他総務省令で定める事項

10～19　（略）

（経営委員会の権限等）

第２９条　経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一　次に掲げる事項の議決

イ～ワ　（略）

カ　第２０条第９項に規定する実施基準及び同条第１３項に規定する実施計画

ヨ～オ　（略）

二　（略）

２・３　（略）

改正法 関係条文

附　則

（準備行為等）

第２条　日本放送協会は、この法律の施行の日（次項及び附則第４条において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の放送法（以下「新法」という。）第２０条第２項第２号の業務のうち、この法律による改正前の放送法第２０条第２項第２号の業務に該当しないものに係る放送法第２０条第９項の認可の申請をすることができる。

２　総務大臣は、前項の認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第２０条第１０項及び第１７７条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた実施基準は、施行日において、放送法第２０条第９項の認可を受けたものとみなす。

３　総務大臣は、前条第２号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第１７７条の規定の例により、新法第９３条第１項第４号の総務省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

放送法施行規則 関係条文

（実施基準の記載事項）

第１２条の２　法第２０条第９項第４号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第２０条第２項第２号又は第３号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項

二　インターネット活用業務の経理に関する次の事項

イ　第３２条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する経理の実施方法

ロ　インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法

ハ　区分経理の実施の適正を確保するための措置

ニ　その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項

三　法第２０条第１３項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項

四　前号の規定による評価の結果も踏まえた法第２０条第１７項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項

五　その他インターネット活用業務に関し必要な事項

（実施基準の認可申請）

第１２条の３　法第２０条第９項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

一　定め又は変更しようとする実施基準及びその概要

二　定め又は変更しようとする理由

三　実施しようとする期日

２　前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。